

News Release

平成21年3月12日

パイオニア株式会社
代表者名 代表取締役社長 小谷 進
(コード番号 6773 東証第一部)
問合せ先 常務取締役経理部長 岡安 秀喜
電 話 (03) 3494-1111

証券取引等監視委員会による当社元監査役に対する課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社元監査役による内部者取引について金融商品取引法違反の事実が認められたとして、課徴金納付命令を发出するよう、内閣総理大臣および金融庁長官に対し勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは当社として誠に遺憾であり、株主・投資家を始めとするすべての関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、既に社外取締役（弁護士）を委員長とする「再発防止委員会」を組織しており、内部者取引防止のための施策をさらに徹底してまいります。

記

1. 勧告を受けた事由の概要

勧告によると、課徴金納付命令対象者である当社元監査役Aは、パイオニア株式会社が東北パイオニア株式会社の株券の公開買付けを行うことについての決定をした事実を、その職務に関して知り、この事実が公表される平成19年5月15日より以前の同年4月27日から同年5月14日までの間に、東北パイオニア株式会社の株券合計3,200株を総額559万8,000円で買い付けたものであります。

この行為が、改正前金融商品取引法第175条第2項に規定する「第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした」行為に該当すると認められました。

2. 勧告の概要

上記の法令違反に対し、当社元監査役Aが改正前金融商品取引法に基づき納付を勧告されている課徴金額は、144万円です。

3. 今後の対応について

元監査役Aに対しては、本件の重大性と当社に対する信頼を著しく損なうこととなったことを考慮し、厳正な姿勢で臨むとともに刑事、民事両面での法的措置を検討してまいります。

また、元監査役が在任中のインサイダー取引で課徴金処分を受けるという今回の事態を、会社として重く受止め、経営責任についても明確化してまいります。

4. 再発防止策について

「再発防止委員会」は、社外取締役の委員長の下に弁護士2名の委員で構成し、今回このような内部者取引が発生した原因を究明し、再発防止に向けた具体策を立案のうえ、当社グループ全体に対して指導してまいります。具体策については、現状の内部者取引防止に関連する社内規程やルールの見直し・強化、役員・従業員に対するインサイダー取引防止教育など検討してまいります。

当社では、平成元年4月に「内部者取引防止基本規程」を制定し、全ての役員および従業員による当社グループ株式の売買について厳格に規制しています。特に役員については、当社グループ株式の売買を行うにあたってグループ本社経営管理部門担当役員の事前承認を要することとしています。また、各四半期決算や配当にかかわる情報の公開に先立つ一定期間は当社グループ株式の売買を禁止する旨、その都度電子メールにより、経営管理部門担当役員から役員および経営幹部に対して徹底しております。また、平成13年11月には「パイオニアグループ行動規範」を制定し、役員や従業員が遵守すべき事項を定めています。さらに、平成17年4月には「情報セキュリティ管理基本規程」を定め、当社グループ内の情報の不正利用等を防止する仕組みを構築しております。

本件は、インサイダー取引に関する規制の趣旨および内容を熟知し、業務執行を監督する立場にある者による関係法令ならびに社内制度・諸規程違反であり、極めて悪質な行為であると言わざるを得ません。

当社といたしましては、内部者取引防止のための制度の実効性を高めるために、「パイオニアグループ行動規範」に則り、さらに一層のコンプライアンスに対する意識の徹底を図ってまいります。

以 上